



山 広報

せきかわ水系

水土里ネット新潟
マスコットキャラクター



2012.1.1
第14号

謹賀新年



▲吸水管(素焼土管)及び疎水材(モミガラ)の布設状況



▲暗渠排水工事の準備が進む大区画ほ場
(中江北部第2地区:上越市四辻町地内)

暗渠排水工事を実施

～麦・大豆・新規需要米の積極的な作付けに期待～

降雪前のほ場に、もみ殻・素焼土管が大量に置かれ「何だろう」と思われた方はいませんでしたか。これは、現在実施中の県営ほ場整備事業にあわせて、ほ場の水はけを良くするための暗渠排水工事に使用する資材です。もみ殻・素焼土管は重機と人力により、効率的に土中に埋設され、降雪前に完工しました。

この工事により、米をはじめ麦、大豆、新規需要米(米粉用米・飼料用米)等の需要に応じた生産力の強化を図り、持続可能な力強い生産基盤が構築されます。地元農家にとっては、「幅広い農業が展開できる」と期待が寄せられています。(詳細はP3)

Contents もくじ

経常賦課金単価300円の値上げにご理解を	8
○理事長年頭ご挨拶	2
○戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業・県営事業の実施状況	3
○県営ほ場整備事業「高土西部地区」竣工式挙行・総代研修視察実施	4
○21創造運動・北陸農政局農政功績者表彰	5
○平成22年度決算報告・業務全体の収支	6～7
○維持管理基準策定委員会開催	10
○平成24年度用水通水計画・揚水機場稼働スケジュール	11
○おしらせ	12

土地改良区の概況

- 面積 6,794 ha
- 組合員 5,764 名

〒943-0185 新潟県上越市大字長面 14 番地 1
 TEL【総務課】 025-522-5722 FAX 025-522-5724
 【管理課】 025-522-5723
 【整備課】 025-522-2447
 【ダム管理課】 025-524-8800

- 発行：関川水系土地改良区
- 責任者：理事長 瀧澤純一
- 編集：総務課

URL <http://www.sekikawasuikei.com> E-mail info@sekikawasuikei.com



理事長年頭ご挨拶



関川水系土地改良区
理事長
瀧澤 純一

はじめに

新年明けましておめでとうございます。

組合員の皆様には、お揃いで新春を迎えられたことと拝察申し上げます。旧年中の当改良区に対するご理解・ご協力に改めて感謝申し上げます。

昨年は3・11東日本大震災始め、原発事故・長野県北部地震・豪雨災害・台風被害と未曾有の大災害の多い年でありました。一日も早い復旧、復興を祈るとともに被災された方々にお見舞い申し上げます。幸い当管内では目立つ被害はなく、ダム・野尻湖からの給水も順調に推移し天候にも恵まれ、作況指数104（やや良）で上位等級米87%となり、皆様の努力の賜物と思っております。本年も昨年以上の収量・高品質となるよう、用水の配分と土地改良施設の維持管理に万全を期してまいりたいと考えております。

さて、農業・農村を取り巻く環境は依然として厳しく、特にTPP（環

太平洋戦略的経済連携協定）への参加は、他の農業団体と共に断固反対をしてきたところですが、残念ながら、昨年11月、野田総理は参加協議を表明しました。米だけが例外となるかその取扱いが気になるところであります。土地改良区の運営に関わる重要な問題でありますので、他の農業団体と連携し情報収集をしながら、今後の交渉の成り行きを注視してまいりたいと思っております。

経常賦課金の300円値上げに御理解を

経常賦課金の値上げにつきまして、一昨年から予備提起させて頂いてまいりましたが、昨年8月5日の臨時総代会において、経常賦課金の300円値上げについて正式に議決を頂きました。総代の皆様におかれましては、組合員の農家経営の状況と土地改良区の経営状況の狭間で大変悩んだ末の苦渋の議決であったと理解しております。総代の皆様から出されたご意見は、理事者としてしっかりと受け止め、将来まで安心して農業が続けられるように土地改良区の運営を行っていく所存であります。

組合員の皆様におかれましては、農業情勢厳しい折とは存じますが、平成24年度からの経常賦課金の300円値上げについて何卒御理解賜り

解賜り



▲賦課金単価の値上げに
質疑される内山総代
(上越市小猿屋新田)

ますようお願い申し上げます。

県営ほ場整備事業の早期完了に向けて

農業情勢がどう変ろうとも、農業経営基盤を磐石にするためにはほ場整備事業は重要な土地改良事業であります。特にほ場の大区画化や農地集積については、国が示す「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」にも重要戦略として位置付けられております。

関川水系土地改良区管内では、依然として7地区が継続中であり、国・県の財政も大変厳しいことは承知してはいますが、1年でも早い完了を目指して、昨年同様、引き続き関係当局への陳情を精力的に行ってまいります。



▲面整地工の状況
(中江北部第2地区:上越市上野田)

国営関川二期地区の事業化に向けて

笹ヶ峰ダムの老朽化対策としての「関川二期地区」については、現在、地区調査を実施中ではありますが、毎年、機器の不具合等があり老朽化が加速している現状であり、事業化を目前にしながらも維持管理費での部分改修を余儀なくされています。このような状況の中、1年でも早い事業実施に向けて精力的に要望・陳情を重ねてまいりました。その結果、

現段階では地区調査2ヶ年・全体実施設計2ヶ年の計4年が3年に短縮され、1年早く平成26年度での事業着工の希望が見えてきました。

今後は、平成25年度からの全体実施設計に向けて、平成24年度中の事業実施にかかる土地改良区の意向表明が必要になってまいります。組合員の皆様にも、詳細が確定した段階でお知らせしていくこととしておりますので、1年も早い事業着手に向けて皆様方のご協力をお願い致します。

新たな維持管理基準がスタートします

平成18年10月に6土地改良区が合併して5年が経過しました。今までは合併協議の中で、旧土地改良区の慣習を踏襲することになっておりましたが、昨年6月に「土地改良施設維持管理基準策定委員会」を立ち上げ検討を重ね、平成24年度より新たな維持管理基準により、公平で公正な維持管理を目指す所存です。

また、正式な維持管理計画書については、平成24年度中に施設の一覧を整理すると共に、総代会の議決を得ることとしてまいります。

最後に

農業情勢は依然として厳しく、先行き不透明な状況の中ですが、本年も事故なく健康で幸多い年になることを祈念申し上げ年頭のご挨拶と致します。



平成23年度「戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業」が創設された。この事業は、意欲ある農業者が安心して新しい営農に取り組める

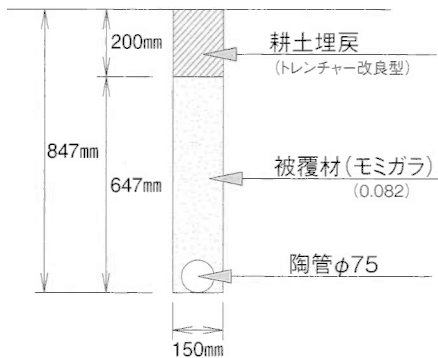


▲暗渠排水工の施工状況(平成23年10月)
(中江北部第2地区:上越市四辻町地内)

昨今の農業・農村をめぐる情勢は、食料自給率の低下、農業所得の減少、農業者の担い手不足、耕作放棄地の拡大など厳しい状況に直面しています。農業の再生を図り、食料自給率向上を目指すためには、米をはじめ麦、大豆、新規需要米(米粉用米・飼料用米)等の需要に応じた生産力の強化を図り、持続可能な力強い生産基盤を構築していくことが重要で

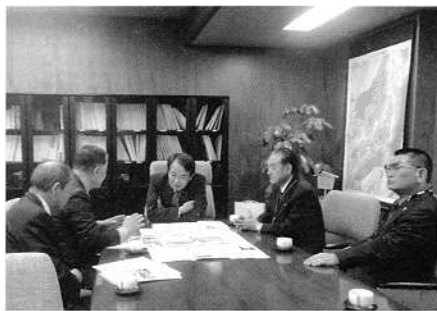
平成23年度「戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業」が創設
戸別所得補償制度の推進や農家の所得向上に必要な条件整備を支援

暗渠排水工のメリット
①暗渠排水施設は、ほ場の水管理が容易になるので作物の生育環境が良好になる。
②農作業の環境が改善することで農業機械の作業性が向上する。
③暗渠排水工の実施により汎用化水田(大豆や野菜等の栽培にも対応可能)となる。



▲暗渠排水工標準断面図

よう「戸別所得補償制度」の本格実施初年度にあたって、麦、大豆、新規需要米(米粉用米・飼料用米)等といった戦略作物等の生産拡大に支障となっている排水不良に対応する対策です。当管内では積極的に暗渠排水工事によるきめ細やかな整備を実施しています。
本事業は、地元農家にとって非常に有効な施策の一つと考え、積極的に要望しましたが、要望面積・金額とも要望に届かなかつたため、本事業の継続実施・予算確保を国県へ強く要望しています。



▲筒井農林水産副大臣に要望する役職員
(平成23年11月17日:副大臣室)

また、ほ場整備事業の進捗を図るため、戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業にも取り組んでいます。引き続き、ほ場整備事業の推進と早期完了に向けて、当土地改良区の役職員が一丸となって、23年度以上のほ場整備事業の遅延は、意欲ある経営体の規模拡大やコストダウンに大きな障害となり、経営体の生産意欲を低下させる懸念があることから、当土地改良区の役職員が一丸となって、国県へ要望活動などを続けています。
また、ほ場整備事業の遅延は、意欲ある経営体の規模拡大やコストダウンに大きな障害となり、経営体の生産意欲を低下させる懸念があることから、当土地改良区の役職員が一丸となって、国県へ要望活動などを続けています。

県営事業の実施状況
役職員一丸となり推進

関川水系土地改良区 農業農村整備事業(公共)地区予算一覧表【平成23年度】

H 23年12月
単位:千円

事業名	地区名	着工	完了	総事業費	H 22年度		H 22年度まで		H23年度以降	H 23年度割当			進捗率	関係市町村	備考 受益面積・関係農家戸数
					当初割当	最終割当	事業費	進捗%		残事業費	当初	追加調整			
ため池等整備(老朽ため池)	青野	21	24	117,300	1,000	39,000	51,300	43.7%	66,000	850	9,000	9,850	52.1%	上越市	A=120ha 117戸
計	1地区			117,300	1,000	39,000	51,300	43.7%	66,000	850	9,000	9,850	52.1%		
ほ場整備事業	三和西部	10	24	3,524,000	130,000	130,000	2,651,000	75.2%	873,000	90,000		90,000	77.8%	三和区 上越市	A=245.9ha 199戸
	中江北部第1	10	23	2,650,000	60,000	60,000	2,606,000	98.3%	44,000	36,000		36,000	99.7%	上越市	A=178.7ha 304戸
	三和南部	11	27	4,694,000	309,000	542,000	2,938,000	62.6%	1,756,000	234,000		234,000	67.6%	三和区	A=295.1ha 288戸
	中江北部第2	11	29	8,964,000	430,000	680,000	5,003,500	55.8%	3,960,500	504,000		504,000	61.4%	上越市	A=551.6ha 595戸
	津有南部第2	11	28	3,607,000	120,000	275,000	2,143,000	59.4%	1,464,000	52,000		52,000	60.9%	上越市	A=216.3ha 302戸
	津有南部第1	12	28	3,569,000	203,000	203,001	1,606,901	45.0%	1,962,099	306,000	80,000	386,000	55.8%	上越市	A=233.8ha 196戸
	新道	16	26	1,787,000	100,000	100,000	824,400	46.1%	962,600	86,000		86,000	50.9%	上越市	A=199.9ha 202戸
計	7地区			28,795,000	1,352,000	1,990,001	17,772,801	61.7%	11,022,199	1,308,000	80,000	1,388,000	66.5%		A=1,921.3ha 2,086戸
合計	8地区			28,912,300	1,353,000	2,029,001	17,824,101	61.6%	11,088,199	1,308,850	89,000	1,397,850	66.5%		

※上記表には、平成23年度第3次補正予算割当分は含まれていない。

予算確保に向けて鋭意努力していきます。
左記は、平成23年度の県営事業の実施状況です。

**県営ほ場整備事業(担い手育成型)
高士西部地区竣工式挙行**
関係者がほ場整備の完成を祝う

平成23年6月10日、県営ほ場整備事業(担い手育成型)高士西部地区の竣工式が上越市富岡の上越の湯で挙行され、関係者約50名が出席されました。

同事業推進運営委員会の牧繪一義会長(関川水系土地改良区第一理事)は「このほ場整備の完了により生産性の高い近代化農業が行われ、生産力のアップと農業所得の増大により農業経営の安定が図られるものと確信しております。今後とも、地域農業の持続的発展のため、この整備されたほ場を積極的に活用していく所存でありますので、引き続き、皆様方のご支援、ご協力をお願い申し上げます。」と力強く決意を述べられました。



▲決意を述べる牧繪会長



▲完成した高士西部地区のほ場

本事業により大区画ほ場整備を行うとともに用排水路・農道が整備され、担い手を中心とした農業経営により安定化が図られています。

同事業推進運営委員会の齊京明男副会長は「大型機械による高生産性、低コストの農業経営を目指すほ場整備をきっかけに、担い手への農地集積率は80%以上となった」などと謝辞を述べられました。



▲完成を喜ぶ関係者

総代研修視察を実施
関川二期地区の事業推進と新たな維持管理計画の樹立に向けて



▲ダム操作と管理機器の老朽化について説明(笹ヶ峰ダム管理事務所:妙高市杉野沢)

総代研修視察が平成23年8月8日、総代・役員総勢61名の参加により実施されました。

この研修は、総代の任期中4年に一度計画されるものです。今回は、昨年の秋の総代改選により新任総代が多いことから、管内の水源並びに土地改良施設を視察することで、老朽化により更新期を迎えている主要水源施設が抱えている課題・問題点などを認識してもらうことを主な目的として実施しました。

視察した施設は笹ヶ峰ダム・野尻湖揚水所・大熊川サイフォン・関川頭首工・青野池で、当土地改良区に



▲東北電力(株)の担当者より農業用水として使用できる水位や量の説明を受ける(野尻湖揚水所:長野県上水内郡信濃町野尻)

関係する主要施設です。この視察を通じて、総代の皆さんとともに、関川二期地区の国営土地改良事業の推進、新たな維持管理計画の樹立、そして組合員のための円滑な維持管理業務の実施に努めていきます。



▲現在行われている県営ため池等整備事業「青野地区」の概要説明を受ける(青野池:上越市青野)

平成23年 21世紀土地改良区創造運動活動実績

回数	日時	活動名	対象者	
1	3.7	上江・中江用水出前授業	のぼらの会会員	8名
2	6.17	中江用水出前授業・現地学習会	上雲寺小学校4年生児童	18名
3	7.8	中江用水現地学習会(水源等地等)	上雲寺小学校4年生児童	18名
4	7.31	農業用水水源林現地学習会	親子ほか	43名
5	8.3	農業用水現地学習会(妙高市マスタープラン研修)	妙高市教育委員会(教育関係者)	13名
6	8.19	中江用水現地学習会(地域巡検)	戸野目小教員・校区内町内会長	23名
7	9.15	農業用水現地学習会	新井南小学校4年生児童	12名
8	9.22	中江用水講話学習会	戸野目小学校4年生児童	34名
9	9.26	中江用水現地学習会	小猿屋小学校4年生児童	19名
10	9.28	上江用水現地学習会	高土小学校4年生児童	8名
11	10.4	中江用水現地学習会	戸野目小学校4年生児童	34名
12	10.6	中江用水現地学習会	諏訪小学校4年生	10名
13	10.14	中江用水現地学習会	稲農家組合	20名
14	10.15	上江用水現地学習会	水科町内会	20名
15	10.18	農業用水出前授業	針小学校4年生	22名
16	10.26	農業用水現地学習会	針小学校4年生	22名
17	11.11	稲荷中江用水出前授業	直江津小学校4年生	27名
18	11.22	上江用水現地学習会	宮嶋小学校4年生	10名
19	11.24	稲荷中江用水現地学習会	直江津小学校4年生	27名
20	11.24	中江用水現地学習会	雄志中学校2年生	62名
21	12.1	上江用水現地学習会	新井中央小学校4年生	75名
22	12.2	農業用水現地学習会	妙高高原北小学校4年生	27名
23	12.6	上江用水現地学習会	新井小学校4年生	65名
合 計				617名

21世紀土地改良区創造運動
小学校を中心に積極的に展開

当土地改良区では管内の小中学生をはじめ地域住民を対象に、施設見学会等による「21創造運動」を積極的に展開しています。



▲環境フェアの様子
 (石川県産業展示館4号館)

昨年は、3月から12月にかけて、延べ23回、617名の方々に、農業用水の歴史や土地改良区の役割、多面的機能の発揮や農業用水と水源林のかかわりなどを現地学習会や講話



▲サイフォンのしくみ実験
 (大熊川サイフォン:上越市板倉区熊川)

学習会、出前授業などを通じて伝えてきました。また、水源林の

恵みを届ける農業用水のしくみが一目瞭然とわかる関川水系土地改良区ジオラマが大好評で「いしかわ環境フェア2011」、「みようこう環境フェア2011」などで展示され、多くの皆さんから水源林の恵みや農業用水のしくみを理解してもらいました。

昨年の取組みを生かして、本年は、さらに多くの方々に啓発を図ってきたいと考えていますので、興味のある方は、21創造運動班までお問い合わせ下さい。



▲高嶺局長より表彰状を授与される太田氏

平成23年度北陸農政局農政功績者表彰及び豊かなむらづくり表彰式開催
太田三男氏(前関川水系土地改良区理事長)「北陸農政局長賞」を受賞

平成23年11月2日、北陸農政局が主催する「平成23年度北陸農政局農政功績者表彰及び豊かなむらづくり表彰式」が金沢広坂合同庁舎1階大会議室(石川県金沢市広坂)で開催され、関川水系土地改良区前理事長の太田三男氏(上越市四辻町)が農村振興部門の農政功績者として、「北陸農政局長賞」を受賞しました。太田氏は、長年にわたり土地改良区の理事・理事長として土地改良事業に貢献するとともに客水地区との合意といった取組を実施されました。

また、町内会長や地域の小中学校の後援会長として土地改良区と連携したなかで、平成18年度から子供たちをはじめ、地域住民等を対象に農業用水現地学習会や農業体験を実施し、自然や農業への理解を深める活動につなげるなどし、農業農村の振興・発展に多大な貢献をされました。

最近では、地域の雄志中学校、上越総合技術高校の生徒の協力を得て、江戸時代の用水掘削を再現したジオラマを製作され、戸野目小学校に寄贈されました。今後、ますますのご活躍を祈念いたします。



▲寄贈された用水掘削のジオラマ



平成22年度決算報告
〜持続可能な土地改良区を目指して〜

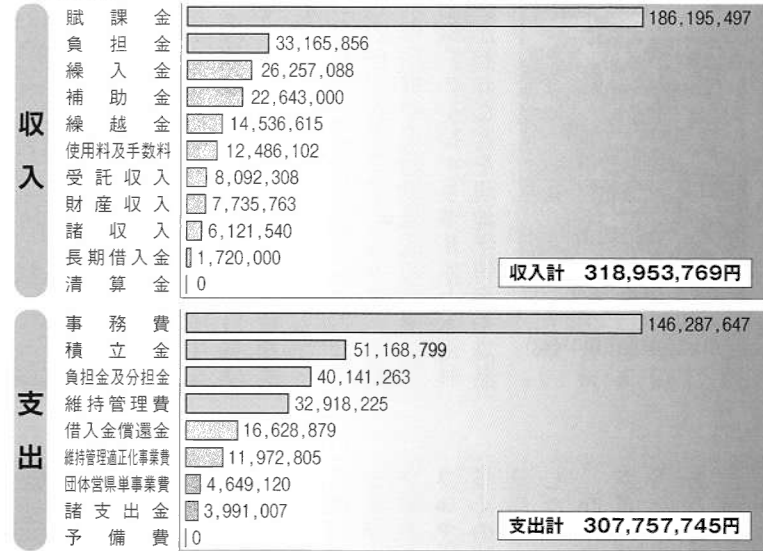
平成22年度は、政権交代により農業農村整備事業予算が対前年比36.9%という大幅な削減により大きな衝撃の中でのスタートでした。関川水系土地改良区の一般会計・特別会計の予算もその影響を受けて大変厳しい予算編成となりましたが、基盤整備による生産力の確保や農業経営の安定を目的に、農業農村整備事業

の促進、適正な維持管理と施設の長寿命化、土地改良区の運営基盤の強化を重点的に取り組みました。1年間の結果を表す一般会計決算総額については、収入(年間総収入)が3億1,895万円、支出(年間総支出)が3億775万円となりました。前年度と比較すると、収入で1億8,686万円(59%)の減、支出では1億8,352万円(60%)の減となっています。

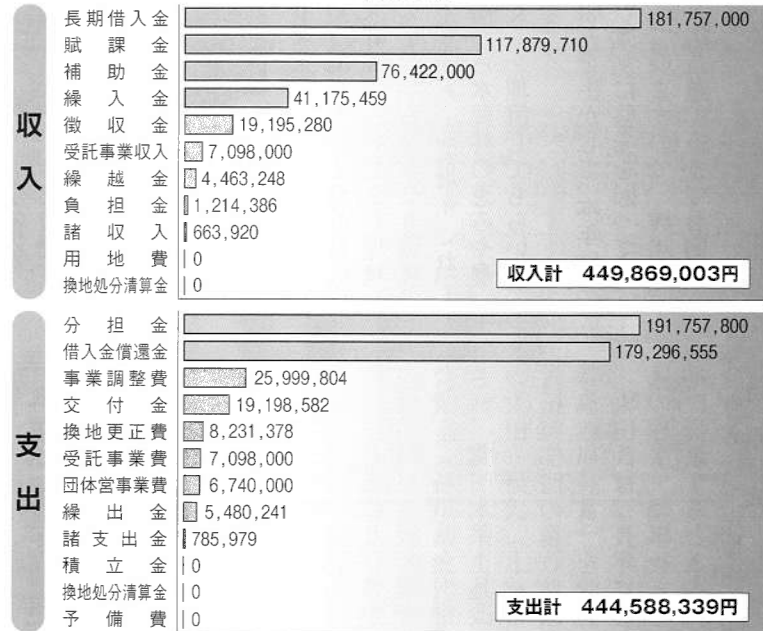
厳しい農業情勢の中、ほ場整備事業の促進や土地改良区の財政問題など課題は山積していますが、これらの決算内容等を踏まえ、さらなる農業用施設の適正な維持管理と農業基盤の充実、農業の持続的発展と生産性の向上のため、簡素で効率的な土地改良区運営に積極的に取り組んでいきます。

引き続き、関川水系土地改良区では「持続可能な土地改良区」を目指して業務を行っていくこととしていきます。

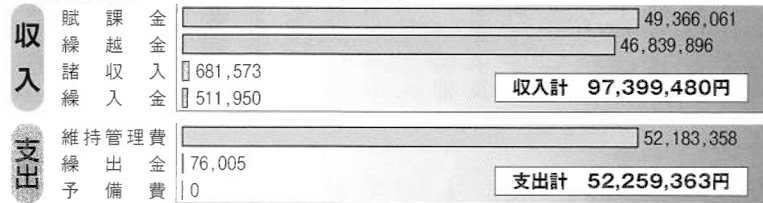
一般会計 平成23年度繰越額 11,196,024円 (単位:円)



ほ場整備事業特別会計 平成23年度繰越額 5,280,664円 (単位:円)



揚水機場維持管理費特別会計 平成23年度繰越額 45,140,117円 (単位:円)



積立金特別会計 平成23年度繰越額 1,557,327,831円 (単位:円)

会計名	収入済額	支出済額	収支差引額
財政調整基金積立金	552,692,033	57,044,492	495,647,541
基本財産積立金	380,810,644	0	380,810,644
決済金積立金	136,328,141	1,533,441	134,794,700
職員退職給与積立金	164,857,968	0	164,857,968
用地費等積立金	105,715,735	0	105,715,735
事業積立金	286,325,243	10,824,000	275,501,243
計	1,626,729,764	69,401,933	1,557,327,831



▲慎重審議をいただく総代
(関川水系土地改良区会議室)

財産目録

〔資産の部〕

平成23年5月31日調製 単位：円

科 目	金 額	金 額
1. 流動資産		67,936,014
現金・預金	(61,616,805)	
(1)一般会計	11,196,024	
(2)ほ場整備事業特別会計	5,280,664	
(3)揚水機場維持管理費特別会計(全地区合計)	45,140,117	
未収入金	(6,319,209)	
未収賦課金 平成22年度分	2,592,825	
過年度分	2,769,386	
その他未収金 水路使用料 平成22年度分	30,000	
水路使用料 過年度分	600,000	
決済金 平成22年度分	148,998	
決済金 過年度分	178,000	
2. 特定資産		1,699,645,965
財政調整基金積立金	495,647,541	
財政調整基金積立金(償還金立替金)	142,318,134	
基本財産積立金	380,810,644	
決済金積立金	134,794,700	
退職給与積立金	164,857,968	
用地費等積立金	105,715,735	
事業積立金	275,501,243	
3. 固定資産		197,340,497
土地 上越市大字長面14番地1ほか 98,358.82㎡	65,775,318	
建物 関川水系土地改良区事務所	125,992,965	
什器備品 事務所什器備品	5,572,214	
資産合計		1,964,922,476



▲総代会で議長を務められた井田総代(上越市清里区馬屋)



▲監査報告を述べる岡井総括監事

〔負債の部〕

単位：円

科 目	金 額	金 額
1. 長期負債		2,026,472,169
農林漁業資金借入金	2,004,275,169	
平準化資金借入金	22,197,000	
2. 短期負債		680,869,646
決済金積立金	134,794,700	
退職給与積立金	164,857,968	
用地費等積立金	105,715,735	
事業積立金	275,501,243	
負債合計		2,707,341,815



▲質問をされる塩坪総代(上越市劔)

【注記】固定資産の集計方法について 建物・車輛運搬具・什器備品については、定額法による減価償却を実施し、期末簿価の集計である。

関川水系土地改良区の業務全体の収支

関川水系土地改良区は、幹線用水路の維持管理をはじめ、ほ場整備事業の促進、さらにはほ場整備事業で造成された揚水機場などの管理を行っています。これらの業務

全体収支がわかるように「一般会計」「ほ場整備事業特別会計」「揚水機場維持管理費特別会計」の決算額を合算し内容別に分類して表示しました。

()は10a当りの金額

収 入	支 出
①経常賦課金 1億4,302万円 (2,531円) 土地改良区の運営や維持管理にあてるため、組合員の皆さんから負担してもらおうお金	①借入金の返済 2億3,014万円 (4,073円) 事業借入金の元金と利子の支払いにかかるお金
②特別賦課金 2億1,042万円 (3,724円) 特定の受益者から負担してもらおうお金(事業の借入金返済、事業の農家負担、揚水機場の維持管理費)	②土地改良区運営費 1億4,629万円 (2,589円) 土地改良区が行う基本的な業務にかかるお金
③補助金 9,907万円 (1,753円) 事業のために国・県・市から支給されるお金	③維持管理費 8,510万円 (1,506円) 土地改良区管内の維持管理にかかるお金
④事業のための借入金1億8,348万円 (3,248円) 県営事業などの農家負担にあてるための借入金	④ほ場整備事業関係の仕事 6,053万円 (1,071円) 一時利用地収益差額を精算するための交付金やほ場整備事業の促進・換地更正などにかかるお金
⑤負担金収入 3,438万円 (609円) 他の団体や地元町内などから負担してもらおうお金	⑤県営事業分担金 2億1,072万円 (3,730円) 県に支払う事業の地元負担金
⑥繰越金 6,584万円 (1,165円) 平成21年度の会計で余ったお金	⑥土地改良事業費各種補助事業 2,336万円 (414円) 土地改良区が行う維持管理適正化事業や各種補助事業の調査や建設のためのお金
⑦その他の収入 3,440万円 (609円) その他の収入(ほ場整備事業の一時利用地収益差額を精算するため徴収するお金など)	⑦負担金等 2,604万円 (461円) 土地改良区が所属する連合会などの団体へ支払うお金
⑧使用料収入 1,249万円 (221円) 用水路などを農業用以外の目的で使用する人が負担するお金	⑧積立金 2,244万円 (397円) 土地改良区が将来のために積み立てるお金
⑨受託収入 1,519万円 (269円) 事業などの関係で、土地改良区が他の団体から仕事を受けることによって、その対価として入ってくるお金	
⑩積立金の取り崩し 6,794万円 (1,203円) 不足財源を補てんするために積立金から取り崩して受け入れるお金	
収入合計 8億6,623万円 (15,332円)	支出合計 8億4,462万円 (14,241円)

支出に含まれる人件費 1億5,938万円
(正規職員25名・嘱託職員1名・用水調整員3名・派遣職員4名計33名)



経営賦課金単価3000円の値上げについて理解を 平成24年度から10a当たり3,000円に決定

経営賦課金の値上げについては、平成22年度末より総代会・広報などでお知らせしてきたところであります。

平成23年8月5日、第12回総代会において、平成24年度からの賦課単価の改定について、正式に提案し賛成多数で可決されました。

組合員の皆様には、農業情勢が大変厳しい中ですが、皆様の御理解をお願いいたします。

総代会では、①合併時の財政計画②経営検討委員会での経営改善・経費削減の状況③値上げの必要性と値上げ額について説明し提案いたしました。総代の皆様からは、組合員にとって重要な問題だとして、次のとおり、多くの意見が出されました。

【意見】

- 組合員への説明が十分でない中、採決は出来ない。
- もっと具体的な資料を提示してもらい、地元へ帰って相談する時間がほしい。
- 賦課金を上げないと土地改良区が運営出来ないというのであればやむを得ないが、渇水期には公正な水の分配を一層進めるようにしてほしい。
- 地域を守っていくため、役員報酬が下がっても役員はリーダーシップ

を執ってしっかり仕事をしていただきたい。

○ 地域で説明会の希望があれば出てもらいたい。

○ 施設の維持管理については、地元が納得出来る対応をお願いしたい。

○ 地区に戻って話をしても了解を得られない。総代は地区の代表で選出されているので、この場で採決してほしい。

○ 値上げもやむを得ないと思うが、組合員へのチラシ配布をお願いしたい。

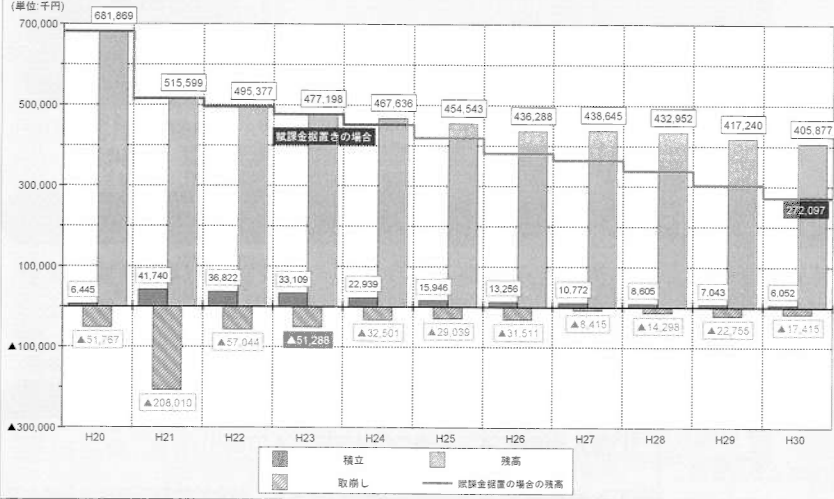
○ 300円といても大規模農家にとっては高額になることを理解してほしい。

○ 300円を値上げしても、さらなる経費削減やサービスの拡充を継続して検討してほしい。

○ 今回の総代は責任ある重要な

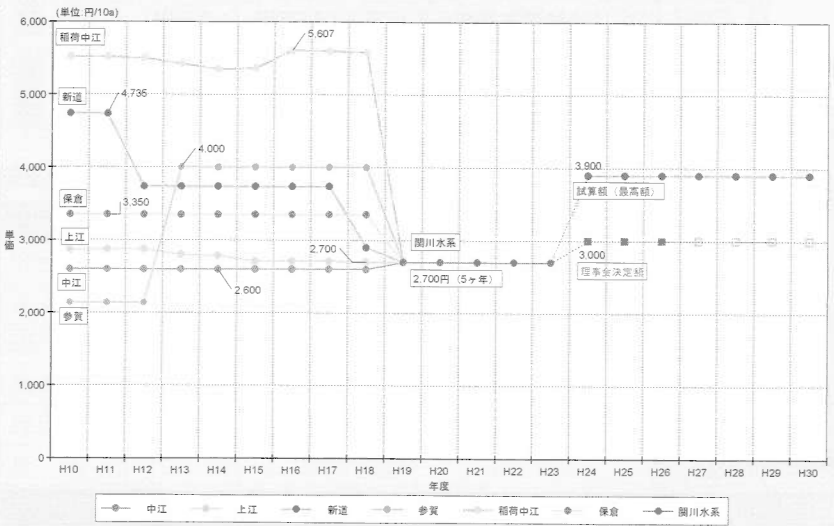
財政調整基金の残高見込み (H24以降)

賦課金据置きの場合との比較



合併6土地改良区の経営賦課金の推移と今後の単価検討

運営事務費+維持管理費



決定をすることになるので、次回の改選時も総代として出ていただき、引き続き検証していかなければならぬと思います。

○ 財政調整基金の使い方や必要残高は、いくらが適正なのか十分理解されていない。

以上が主な質問・意見の概要です。最終的に採決したところ、賛成39名、反対14名で可決となりました。なお、総代会終了後、総代の皆様から意見

を聞いたところ、やはり、賛成された総代も全面的に賛成ではなく、「やむを得ない賛成」という方が多く、一方、反対された総代は、説明が十分でないということでの反対でありました。土地改良区といたしまして、総代各位の意見を真摯に受け止めて、さらなる業務改善・経費削減を行い、将来まで土地改良区が持続できるように努めてまいります。

総代会で説明した内容は次のとおりです。

経常賦課金の300円値上げにご理解を 平成24年度から10a当たり3,000円に

■はじめに

平成18年10月に6土地改良区が合併し、5年が経過しようとしています。
 関川水系土地改良区の合併時のシミュレーションでは、経常賦課金2,700円とした場合、毎年約60,000千円の赤字が想定されていました。しかし、厳しい農業情勢の中、この赤字を解消するために大幅な賦課金の値上げは難しいと判断し、不足額60,000千円の10年分である6億円を財政調整基金として確保し、毎年度補てんすると同時に、合併後5ヶ年以内に、財政の中・長期計画の確立と経常賦課金を見直すこととしていました。

■経営検討委員会での検討

平成20年5月に関川水系土地改良区経営検討委員会を設置し、現在まで11回にわたり、財政の健全化に向け、業務改善や支出経費の見直しを行い、平成21年度は一般財源に充当する額を22,924千円にまで下げたところでした。

しかし、平成22年度より、関川地区土地改良区連合の賦課金の増額や笹ヶ峰ダム維持管理事業分担金のための補助金の削減により約20,000千円の支出増を余儀なくされました。これらの状況から、より一層の改革が必要と判断し次の対策を講じたところであります。

年度	取崩額 千円	うち一般財 源充当分 千円	前年度 比較 千円
H19	新設	0	-
H20	51,767	50,000	50,000
H21	208,010	22,924	▲27,076
H22	57,044	53,838	30,914
H23	51,288	51,071	▲2,761

※H21の28,010千円は繰上償還立替金177,994千円含む

1. 役員報酬の削減(報酬審議会答申との比較▲350万円)

平成19年に報酬審議会で役員報酬の値上げの答申がありました。しかし、厳しい農業情勢を踏まえその答申を保留とし、値上げは行いませんでした。そして平成23年度からは、さらに10%を減額いたしました。

2. 費用弁償額の削減・旅費日当の削減(H22 予算との比較▲160万円)

役員の会議費用弁償額と役職員の旅費については、単価・内容を大幅に見直しを行いました。

3. 職員数及び人件費の削減(H20 予算との比較▲3,540万円)

合併後、現在まで正職員の2名が定年退職となりましたが、新規職員は補充せず臨時職員で対応してきました。さらにその臨時職員についても、業務内容の見直しを行うと共に大幅に削減し現在は1名のみとなっています。

土地改良区職員の給与・手当については、国の人事院勧告に従い人件費をカットし、さらに関川水系土地改良区の対応として、昇給停止又は抑制を行っています。

これらの改革により財政調整基金残高の延命措置を行ってきましたが、中・長期的に見ると、各種補助金の削減や土地改良施設の更新による経費など、関川水系土地改良区の財政状況は大変厳しいと判断し、この度、組合員の皆様に賦課金の値上げをお願いすることとなりました。

■賦課金の値上げ

経営検討委員会の中で、経常賦課金を運営事務費や維持管理費など様々な角度から分析するとともに、県内同規模の土地改良区の実態を参考に検討を重ねました。

その一方で、財政調整基金からの取崩しを全く行わない場合を基準に逆算すると、経常賦課金は10a当たり3,900円必要となる試算もされました。

関川水系土地改良区の新たな維持管理計画については、現在調整中ではありますが、その維持管理の方法や施設の種類の種類によっても経常賦課金の必要額が変わってくる。また、運営事務費の大部分を占める人件費が今後10年の間に定年退職者10名で大幅に人件費が削減されることなどから、大幅な引上げは見送り、最終的に理事会において値上げ額は当面300円とし、10a当たり2,700円から3,000円に値上げするという結論に達しました。

組合員の皆様には、農業情勢が厳しく、出費多端な折とは存じますが、将来まで安定した維持管理が可能となるよう「持続可能な土地改良区」を確立するため、何卒御理解賜りますようお願いいたします。

H23.8.5 関川水系土地改良区 臨時総代会資料



▲総代会議長としても活躍された故太田総代

主な職歴

上中原地区 換地委員
 平成7年4月1日～
 旧中江土地改良区 総代
 平成15年6月1日～
 平成18年10月1日
 関川水系土地改良区 総代
 平成18年10月2日～
 平成23年12月16日

当土地改良区第5区(北諏訪地区)選出の太田美夫総代が、平成23年12月16日(享年76歳)病気のため、ご逝去されました。
 故太田総代は、温厚・実直な人柄で地域の方々からの信頼も厚く、旧中江土地改良区総代、当土地改良区総代として、長年にわたり地域農業の発展にご尽力いただきました。
 生前のご功績に対して、衷心より感謝と敬意を表し、ご冥福をお祈りいたします。

太田美夫総代逝去
 ～ご冥福をお祈りいたします～



**維持管理基準策定委員会開催
均等な維持管理の
見直しに向けて**

【検討経過】

これまで、土地改良施設維持管理基準策定委員会では、合併後5か年継続されてきた維持管理内容の検証と直轄維持管理の範囲、水源管理費助成の内容、今後の課題などについて、6月の設置以来、3回にわたり検討を行ってきました。

12月理事会で可決された内容は次のとおりです。

■土地改良施設維持管理基準

策定委員

- 瀧澤 純一 理事長
- 永井 絃一 副理事長
- 下鳥 芳男 理事(上江)
- 篠宮 喜英 理事(中江)
- 飯塚 一憲 理事(大道子安)
- 市川 文一 理事(稻荷中江)
- 塚田 克己 理事(参賀)
- 武田 宗三 理事(保倉)

【土地改良施設維持管理基準(案)】

土地改良施設維持管理基準策定委員会は、土地改良区の現状と課題を踏まえ、農業用水源の保全や農業用水の管理と土地改良施設の維持管理が適正に行われ、持続可能な土地改良区とするため、土地改良施設維持

管理基準(案)について次のとおり提案する。

1. 取入れ等に係る慣行的経費の見直し

用水の取水地先へ支払われている『取入れ式費』などの経費は実質行為が伴わないものは、平成24年度より廃止する。

2. 土地改良区直轄維持管理について

(1) 用水路
用水路の直轄維持管理の範囲は県営事業末端までとし、直轄で用水かんがいが管理と施設の維持管理を行う。

ただし、現在地先管理されている区間については、地先町内会又は用水組合と土地改良区で維持管理協定を締結する。

(2) 頭首工

直轄管理の頭首工は次のとおりとする。

- 関川頭首工
- 矢代川頭首工
- 子安頭首工
- 戸野目川頭首工

(3) 排水路

排水路直轄維持管理の範囲は、排水受益面積が100ha以上の排水路、上流端の排水受益面積が概ね100haまでの区間とする。現在管理を行なっている町内会又は用水組合と土地改良区で維持管理協定を締結する。なお、草刈り管

理は現行どおり地先町内会で行っていた。ただし、土地改良区の財政等を考慮し当面締結に基づき、管理費用を町内会又は用水組合に対して協定に基づいて助成をする。

(4) 直轄管理区間以外の取り扱い

直轄区間以外の土地改良施設は地先町内会又は用水組合で維持管理を行う。

土地改良区は、維持管理を行う地先町内会又は用水組合と維持管理協定を締結する。

3. 水源管理費助成について

直轄維持管理範囲外のため池や頭首工は、水源擁護の観点から維持管理費助成を地先町内会又は用水組合に行う。

4. 市街化区域の用排水路について

市街化区域内及び農地がないところの用排水路は上越市及び妙高市に移管を進める。

5. 土地改良施設の更新・改築・修繕について

土地改良施設の更新・改築・修繕については、優先的に補助事業を活用し組合員の負担軽減に努める。

6. 今後の課題について

管内土地改良施設の合理的な維持管理を行うため、直轄管理区間外の地先町内会又は用水組合

と維持管理協定を締結し、土地改良施設の維持管理体制を明確にする。
・ほ場整備事業で造成された揚水機場の維持管理について検証を行い、合理的な維持管理体制を検討する。

【その他検討事項】

①地先町内会又は用水組合と維持管理協定を締結の助成額は、9円/mを基礎に算出する。

②用水会議等の意見交換会の会費について、個人負担とする。職員が意見交換会出席の場合粗酒程度を持参し会費とする。

③この基準については毎年『業務担当理事会』において検証し、次年度予算編成の参考とする。



▲浚渫作業(H23.4)
(大道子安幹線用水路:上越市子安地内)

平成24年度用水通水計画
効率的な利用にご理解を

平成24年度の用水通水計画は、理事会で慎重審議をいただきました結果、前年度と同様の計画となります。

なお、当土地改良区といたしましては、用水確保に向けて全力を傾注いたしますが、限られた通水量となりますので、用水の効率的な利用にご協力をお願いいたします。合わせて、各号線毎で十分協議され、円滑な田植えを計画されますようお願い申し上げます。

平成24年度用水通水計画

施設	苗代用水	管理用水	代掻用水
中江幹線用水路	4月1日	5月1日	5月4日
上江幹線用水路 関川右岸幹線用水路	常時通水	4月27日	5月1日
大道子安幹線用水路	4月10日	-	5月5日
稲荷中江幹線用水路	4月3日	5月3日	5月5日~
参賀用水路	4月10日	4月27日	5月13日
青野池 岡沢頭首工 名柄堰頭首工	-	-	5月1日

※許可水利権による適正な取水管理を行うため、無駄のない取水管理にご協力願います。

【留意事項】

1. 計画取水日を無視した取水により、上下流部並び近隣耕地に迷惑をかけないようにお願いいたします。

2. 近隣耕地の作業状況を見ながら、迷惑がかからないように取水するようにお願いいたします。

また、かんがい期を迎えると各用水路やため池は、満水の状態となります。当土地改良区といたしましても事故防止対策に努めますが、皆様からも水難事故の防止にご留意下さるようお願い申し上げます。
平成24年度の用水通水計画は、上記のとおりです。

平成24年度揚水機場稼働スケジュール
適正な管理操作にご理解を

揚水機場の稼働スケジュールが地元関係者との協議により下記のとおり決定いたしました。
なお、自動給水栓の操作は、以下の点にご注意下さい。

【留意事項】

- ① 自動給水栓にセンサーを設置（下記図）。
- ② 排水口の板を掛け流しにならない程度に調整。

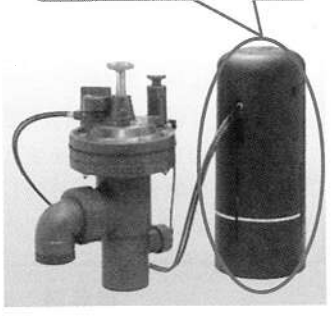
センサーによる給水を行う際は必ず手動給水栓を止めて下さい。

平成24年度揚水機場稼働スケジュール

揚水機場名	機	稼働曜日						
		月	火	水	木	金	土	日
東中島地区	第1号揚水機場			○			○	○
	第2号揚水機場			○			○	○
上千原地区	第1号揚水機場	○			○	○		○
	第2号揚水機場		○	○			○	○
重川地区	第1号揚水機場	○			○	○		○
	第2号揚水機場		○	○			○	○
重川上流地区	第1号揚水機場	○			○	○		○
	第2号揚水機場		○	○			○	○
上江保倉地区	第1号揚水機場	○			○	○		○
	第2号揚水機場		○	○			○	○
	第3号揚水機場	○			○	○		○
	第4号揚水機場		○	○			○	○
	第5号揚水機場	○			○	○		○
板倉西部地区	第1号揚水機場		○	○			○	○
	第2号揚水機場		○	○			○	○
中江北部第1地区	第1号揚水機場	○			○	○		○
	第2号揚水機場		○	○			○	○
	第3号揚水機場	○			○	○		○
中江北部第2地区	第1号揚水機場							
	第2号揚水機場			未	完	成		
	第3号揚水機場		○	○			○	○
	第4号揚水機場	○			○	○		○
	第5号揚水機場		○	○			○	○
津有南部第1地区	第1号揚水機場	○			○	○		○
	第2号揚水機場		○	○			○	○
津有南部第2地区	第1号揚水機場							
	第2号揚水機場							
	第3号揚水機場							
三和西部地区	第1号揚水機場	○			○	○		○
	第2号揚水機場		○	○			○	○
	第3号揚水機場	○			○	○		○
三和南部地区	第1号揚水機場	○			○	○		○
	第2号揚水機場		○	○			○	○
	第3号揚水機場		○	○			○	○
	第4号揚水機場		○	○			○	○
高士西部地区	揚水機場		○	○			○	○

センサーが付いていない、排水口の板が低く掛け流しをしている等の場合は、権限を有する揚水機場運転員が強制的に給水栓を閉める等の適正な水配分を図りますのでご理解下さい。

このセンサーをつける。
排水口は掛け流しにならない程度に調整。



※保倉中部地区、保倉西部第1地区の揚水機場については、それぞれ異なる水源（一級河川・ため池）からの取水により稼働しているため、揚水機場の稼働曜日は取り決めをしておりません。
※稼働予定曜日は、代掻用水後の「通常時（管理用水期）」限定となります。



～おしらせ～

未納賦課金の対応について

厳しい農業状況のなかでも、ほとんどの組合員の方から納期限内に賦課金を納入していただいています。その一方で、様々な理由により、未納となっている滞納者や、滞納額が累積し高額となっている滞納者もいるのが現状です。

経常賦課金は土地改良区の運営費・維持管理費に充てられます。また、特別賦課金は土地改良事業の借入金の返済に充てられます。

一人の未納者があっても土地改良区全体としては公平の原則が維持できなくなりますので、早期の納入にご協力下さい。

なお、**納期限を過ぎますと督促手数料・延滞金(年利14.6%)**が加算されます。さらに、**たび重なる催告にもかかわらず納入いただけない方に対しては、財産の差押え、さらにその財産を公売するなどの滞納処分を行なうこと**になります。**【土地改良法第39条】**

【差押え】

差押えの対象となる主なものは、**土地・建物・自動車などの不動産等、預貯金・給与・生命保険金などの債権等、手形・小切手などの有価証券**などに対して差押えを行ないます。

賦課金の納入は口座振替で

当土地改良区では、安全・便利な口座振替契約を推奨していますので、ご希望の方は、**総務課**までお問い合わせ下さい。

口座振替可能な金融機関は右記のとおりです。

えちご上越農業協同組合 新井信用金庫
第四銀行 ゆうちょう銀行 上越信用金庫

※北越銀行は振込手数料がかかりますので、ご注意下さい。

忘れていませんか？ 土地改良区への届け出

～農地の権利異動・組合員資格の変更には届け出を～

農業委員会に届出済、あるいは登記が完了したので、当土地改良区の土地原簿も必然的に訂正されるとお考えの方も多いようですが、**土地改良法第43条第1項の資格得喪の通知義務により、組合員の皆様からの届出がない限り、変更前の状態で賦課されること**になりますので、**ご注意下さい。**

農地の権利関係に、下記のような移動があった場合は、**総務課**まで必ずお届け下さい。

- 農地の権利異動があったとき(売買、交換、賃貸借等)
- 農業者年金を受給しようとするとき(経営移譲)
- 組合員が亡くなられたとき
- 組合員が住所・口座・名義を変更したとき

※注意 ・賃貸借等の契約期間満了の場合も届出が必要です。
・当年3月31日を過ぎての届出は、翌年度からの変更となります。

公共事業の転用にも……

○地区除外申請と決済金が必要!

当土地改良区管内で公共事業用地(道路、河川等)として、農地を売渡、寄付した場合でも土地改良法第42条第2項により、地区除外申請と決済金の納入が必要です。

○決済金の負担はどちらが……?

公共工事の用地買収契約調印の際は、除外申請、転用決済金等について、十分、事業主体と協議し、当土地改良区への申請をお願いします。

○除外申請後は決済金の納入を!

地区除外の申請後、決済金を納入いただかないと土地原簿から面積削除できないため、従前どおり賦課されますので、**ご注意下さい。**

浄化槽設置の際は届出を……

○水路使用申請が必要!

浄化槽設置の際、排水先が公共下水道に接続されていない場合は、当土地改良区に確認をお願いします。

その他、手続き等で、ご不明な点がございましたら、**管理課**までお問い合わせ下さい。

注意! 滞納賦課金は新組合員に継承

土地改良区管内の農地を売買するとき(競売取得も含む)や組合員資格を交代する場合、その土地に滞納賦課金があると新しくその土地を取得した方に滞納賦課金を支払う義務が生じることになります。**【土地改良法第42条第1項権利義務の継承】**

農地の売買等の契約をされる場合は、後日、トラブルにならないよう当事者間で十分話し合ってから滞納賦課金を清算するようにお願いいたします。

編集後記

明けましておめでとうございます。
広報第14号の内容はいかがでしたか。
昨年、3月11日に発生した東日本大震災で亡くなられた方のご冥福をお祈りしますとともに被災者の皆様、原発事故で避難をされている皆様に心より御見舞い申し上げます。そして復旧に当たられているすべての方々に敬意を表します。
本年は辰年です。昇り龍が天に昇っていくように、万事が飛躍する年であって欲しいと願っています。
本年もどうぞよろしくお願いたします。
松・増



再生産可能な植物油を原料としたインキを使用しています。
FSC® 認証は、原材料として使用されている木材が適切に管理された森林に由来することを意味します。